

入院患者の面会に関する規程

医療法人宮崎博愛会

1. 目的

本規程は、医療法人宮崎博愛会 さがら病院宮崎における入院中の患者に対する家族等の面会について必要な事項を定め、入院患者の療養環境の維持および院内の感染対策に配慮しつつ、正当な理由なく面会を制限しないことを目的とする。

2. 基本方針

当院は、入院患者と家族等との交流が療養上重要であることを踏まえ、面会は可能とする。ただし、患者の病状、治療上の必要性、感染対策等の観点から、やむを得ず制限を行う場合がある。

3. 面会時間

面会時間は13時から17時までとし、面会時間は、1日1回15分以内とする。

ただし、患者の病状や診療上の都合により、当該入院患者の担当医師が相当と認める場合は、この限りではない。

4. 面会場所

入院患者の病室内（4床部屋の場合は、ラウンジ）または、ラウンジとする。

5. 面会者の範囲

- (1)面会は、患者が希望する事前申請のあった家族、親族とし、1回の面会につき原則2名までとする。
- (2)入院患者の担当医師が相当と認める場合はこの限りではない。

6. 面会時の遵守事項

面会者は以下の事項を遵守するものとする。

- (1)発熱、咳嗽、下痢等の感染症状がある場合は面会を控えること
- (2)院内では手指衛生およびマスク着用を行うこと
- (3)他の患者の療養環境に配慮すること
- (4)面会簿への記載への協力

7. 面会制限

以下の場合には、必要最小限の範囲で面会を制限または中止することがある。

- (1)感染症の発生または流行が認められる場合
 - (2)患者の病状により安静または治療上の制限が必要な場合
 - (3)その他、医療安全および療養環境の維持のため必要と認められる場合
- なお、制限を行う場合は、その理由を患者および家族等に説明する。

8. 特別な配慮

終末期等、患者の状態に応じて特別な配慮が必要な場合は、柔軟に面会対応を行う。

9. 附則

本規程は令和8年6月1日より施行する。